

保育の利用基準表

＜世帯の選考指数の算定方法＞

$$\text{父選考指数} + \text{母選考指数} + \text{調整指数} = \text{世帯の保育指数}$$

選考指数

番号(類型)	保護者の状況		選考指数	実施期間	
1 就 労	外 勤 自 営 在宅勤務(内職)	週 5 日以上	週40時間以上の就労を常態	10	・ 最長就学前まで ・ 雇用期間の定めがある場合は期間が満了する月の翌末日まで
			週30時間以上40時間未満の就労を常態	9	
			週20時間以上30時間未満の就労を常態	8	
		週 4 日以上	週32時間以上の就労を常態	9	
			週24時間以上32時間未満の就労を常態	8	
			週16時間以上24時間未満の就労を常態	7	
		週 3 日以上	週24時間以上の就労を常態	8	
			週18時間以上24時間未満の就労を常態	7	
			週12時間以上18時間未満の就労を常態	6	
			週12時間以上の在宅勤務	6	
週 3 日未満	月48時間以上の就労を常態	5			
2 求 職	就労内定 (保育実施月からの就労開始がわかる就労証明書の提出がある場合)	週 5 日以上	週40時間以上の就労を常態	8	3カ月以内
			週30時間以上40時間未満の就労を常態	7	
			週20時間以上30時間未満の就労を常態	6	
		週 4 日以上	週32時間以上の就労を常態	7	
			週24時間以上32時間未満の就労を常態	6	
		週 3 日以上	週24時間以上の就労を常態	6	
			月48時間以上で上記以外の就労を常態	4	
		同一保育指数の場合の優先項目6に該当の場合		※1	
就労未定(就労証明書の提出がない場合)		求職、起業準備のため屋外外出を常態としている	3		
3 出 産	出 産	予定月をはさんで産前2カ月から産後2カ月までの期間	7	5カ月以内	
4 疾 病 負 傷 障 害	疾病・負傷	入院	1カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌末日まで
		居宅内療養	常時臥床	10	
			精神性の疾病・感染症 一般療養	8	
	心身障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで
		身体障害者手帳4級		6	
5 看 護 介 護	施設付添	週5日以上の常時付添が必要	10	付添、送迎、看護・介護を要しなくなる月の翌末日まで	
		週4日以上の常時付添が必要	9		
		週3日以上の常時付添が必要	8		
	施設送迎	週3日以上送迎が必要	7		
	自宅看護・介護 (別居の児童の祖父母を含む)	重度のため常時看護・介護が必要	9		
上記以外の看護・介護が必要		6			
6 災害復旧	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	災害の復旧が終了する月の末日まで	
7 就 学・ 職 業 訓 練	就学・職業訓練	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態	※1	就学・職業訓練の期間が満了する月の末日まで	
		月48時間未満の就学又は職業訓練を常態	3		
	就学内定 職業訓練内定	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態	※2	3カ月以内	
		月48時間未満の就学又は職業訓練を常態	3		
8 その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合		※3	※3	

注：就労時間は、休憩時間を含む。

※1は分類番号1の指数を準用。※2は分類番号2の「就労内定」の指数を準用。※3は分類番号1～7の指数と実施期間を準用。

調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護世帯(就労により自立支援につながる場合等)	+ 3
2	ひとり親(別居のみは対象外)でほかに同居人がいない世帯、または両親不存在の世帯	+ 3
3	保護者が区内の保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週3日以上かつ週30時間以上勤務しており入園月以降も継続が見込まれる世帯	+ 3
4	同居のきょうだいが認可保育園に在園している世帯、または、同時期に同居のきょうだいで申請している世帯(同一保育園の利用調整以外も該当)	+ 2
5	お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園(保育所・地域型保育事業(小規模保育事業所・事業所内保育事業所(地域枠)・家庭的保育事業所))に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度4月入園の申請をしている世帯(4月入園のみ適用)	+ 2
6	生計中心者が失業している世帯(就労未定の場合のみ適用)	+ 1
7	在園児または卒園児が保育料を過去3カ月分以上滞納している世帯	- 4

注：調整指数が重複した場合はそれぞれを合計しない。ただし番号7は除く。例えば、番号1と4が重複した場合、調整指数は+3となる。

番号1と7が重複した場合、調整指数は-1となる。